

## 第 33 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 22 年 7 月 24 日（土）

10：15～15：00

場 所：ユートリー 8 階中ホール

県境不法投棄現場

司 会： 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から「第 33 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催します。

まず、本日の資料のご確認をお願いします。

本日の資料は、全て事前に送付させていただいておりますが、内訳としては、次第、出席者名簿、席図、及び資料 1、資料 2-1、2-2、資料 3-1、3-2、資料 4、資料 5、資料 6、資料 7、資料 8、資料 9 となっております。不足など、ございませんでしょうか。

なお、本日は、二戸市長の小保内委員が欠席でございまして、市民協働部副部长の欠端文男様が代理として出席されております。

それでは、開会にあたりまして、越前次長よりご挨拶を申し上げます。

越前次長： 越前でございます。

本日、名古屋環境生活部長は、ほかの案件で県民に対する説明会がございまして、そちらの方に出席ということで、私が代わりに挨拶を申し上げます。

委員の皆様、本日はご多忙のところ、本協議会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績につきましては、本年、既に 76,000 トンを超えまして、これまでの累計も約 61 万 2,000 トンとなったところでございます。後ほど、詳しくご報告を申し上げたいと思います。これもひとえに委員の皆様のご理解と地域住民の方々のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

本日の協議会では、土壌の分析結果ですとか、県境再生の今後の進め方などについてご報告するほか、午後には不法投棄の現場視察を行う予定となっております。

視察は約 1 年ぶりとなりますので、撤去の進んでいる状況ですとか、地山が露出した現場などをご覧いただきまして、今後の協議の参考にしていただければと思います。

本日は、長時間の協議となりますが、委員の皆様には、それぞれのお立場か

ら忌憚のないご意見、ご指導を賜りますことをお願い申し上げて、挨拶にかえさせていただきます。

司 会： それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、議長席へお移り願います。

古市会長： 皆様、おはようございます。

先ほど、越前次長の方からご挨拶、ご案内がありましたように、今日は審議会と昼から現場視察と、非常に忙しいスケジュールになっております。

また、現場視察は、毎年1回必ずやっております、どのように進捗しているかということを確認しに行くわけですが、予定通り上手くいっている状況であると安心しておりますので、そのへんのところを確認できたらと思います。

前回は申し上げましたように、原状回復計画と環境再生計画というのは、一体のものであり、セットとして考えなければいけない。そういう意味では、環境再生計画、今後、その中身について検討していかなければいけないということでやっているわけですが、国でも、今年度から環境省において修復後の土地の活用の仕方について、調査等の支援をしましょう、というような方向が出てきております。

これにつきましては、我々、青森県は、もう6、7年前からそういうものを睨みながらやってきたわけでございます。ということは、一番先行していると言えると思うんです。ですから是非、そういう機運が国でも出てきたものですから、先頭を走っている青森県としては、模範となるような環境再生計画を是非実践していきたい。計画が出来たわけですから、それを実践していきたいと考えております。

ということで、今日も資料の3-1、3-2で、そのへんの所をしっかりとめていただいておりますので、このへんを重点的に今日はご議論していただければと思っております。

今日は、昼からのこともありまして、いつもより15分短い予定になっておりますので、効率よく進めさせていただきたいと思っておりますので、委員の先生方におかれましては、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

では、座って進めさせていただきます。

今日は、報告事項も結構ございまして、5つほどございます。それとその他、今後のスケジュール、次回等々がございます。

まず、5つの報告事項につきまして、この順番でご報告をいただき、質疑等をさせていただければと思います。

まず最初に資料1に基づきまして、廃棄物の撤去実績につきまして、ご説明、よろしく願いいたします。

事務局： それでは、資料1「廃棄物の撤去実績について」をご覧ください。

平成22年7月16日現在の実績を掲げております。前回は、5月の途中まででしたので、今回は5月分からご報告いたします。

5月分につきましては、作業日数18日、台数1,682台、19,842.61トンを撤去いたしました。

6月分につきましては、22日、1,937台、22,899.25トン。

7月分につきましては、16日までの12日間でございますが、1,075台、12,589.97トンとなっております。

22年度実績としては、先ほど次長からもご挨拶の中で申し上げましたが、76,312.08トン、うち、埋立処理は48.8%となっており、これまでの累計では612,216.94トンとなっております。

下の左の表をご覧ください。

今年は、4月5日からの運搬開始でございまして、4月の日数は19日と少なかつたものの、7つの処理業者でほぼ安定して運搬処理した結果、埋立処理の割合は46.6%となっております。月を追うごとに埋立処理の割合が高くなっており、逆に言えば焼却の割合が減っております。これは、三菱マテリアル、セメント会社ですけれども、そこが5月9日から6月18日までの1か月半ほど、法定点検及び生産調整のための運搬処理を休止したこと、それから、新聞等でご承知のことと思いますが、奥羽クリーンテクノロジーにおきまして、ダイオキシン類の排出基準値の超過が判明したため、6月16日から7月14日までのほぼ1か月間、運搬処理を停止したことにより、焼却処理量が減少したことによるものです。

なお、この間、その他の施設への1日当たりの運搬台数は増やしておりません。右下の表につきましては、説明を省略させていただきます。

ここで、先ほど奥羽クリーンテクノロジーの関係を申し上げましたが、経緯に触れながら少し詳しく口頭で説明したいと思います。

ご承知のように、県では、八戸市にある奥羽クリーンテクノロジー(株)に対しまして、県境不法投棄産業廃棄物の焼却焼成を委託してございまして、4月5日以来、1日13台程度、1日約165トンの搬出を続けてきたところでございます。同社は、年2回、焼却炉に係る排出ガスの自主測定を実施してございまして、当室では、その都度、実施に立ち会っておりますが、4月26日に自主測定した分につきましては、ダイオキシン類特別措置法に基づく指導・監督権限を有する八戸環境管理事務所にてその結果が6月15日に報告されました。その結果は、ダイオキシン類が1㎡当たり0.19ナノグラムということで、排出基準値である0.1ナノ

グラムを超過していたことが判明しました。

このことを受けまして、八戸環境管理事務所から同社に対しまして、焼却炉の稼働を停止するとともに、排出基準値超過の原因と対策について文書で報告するよう指導がなされたことから、当室では、翌日の6月16日から施設の改善対策が講じられるまでの間、同社への廃棄物の搬出を停止したところでございます。

その後、6月25日に同社から八戸環境管理事務所に対して報告された報告書によりますと、排出ガス処理設備中のバグフィルターに取り付けられたろ布のうちの1本に穴あきが発見されたということで、その他の施設に異常は見られなかったということでございまして、改善対策として、損傷したろ布を交換したという報告がなされたところでございます。

八戸環境管理事務所では、それを受けて現地調査、写真、運転記録等によりまして、燃焼管理、運転管理、その他の施設の状況等につきまして幅広く調査し、その結果、特段の異常がなかったことを確認するとともに、このろ布の損傷状況及び交換について確認したところでございまして、同日、ダイオキシン類測定のための試験稼働を認めまして、同社では7月2日にダイオキシン類測定のための試料を採取したところでございます。

その7月2日に採った試料につきまして、7月13日に測定結果が八戸環境管理事務所へ報告されております。その結果、1 $\text{m}^3$ 当たり基準値0.1ナノグラムを下回る0.064ナノグラムであることが確認されまして、改善対策の効果が認められたことから、同日、13日ですが、八戸環境管理事務所は焼却炉の稼働再開を認めたところでございます。

このことを受けまして、当室では、翌日、7月14日に施設の状況等を実地調査し、改善対策に係る関係書類のほか、交換箇所を確認するとともに、県境産廃の保管場所となっているピットの残余容量を確認し、委託業務を適切に実施することができるものと判断し、翌7月15日から搬出を再開しております。

また、今回の搬出停止に伴う減少分は、約3,300トンと比較的軽微であり、全体の運搬処分計画量に影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

7月に奥羽クリーンテクノロジーでダイオキシン類等が0.1ナノグラム/ $\text{m}^3$ を超え、約2倍で検出されたことに対して、運搬・処分を停止し、7月13日にはその原因を改善した、ろ布を取り換えたということで15日に再開したと。こういう詳しい経過をご説明いただきました。

いかがでしょうか。数値的には、5月の焼却量が若干下がったんですが、6

月になりまして、回復したのは、どこか別の所に多めに処理委託されたわけですね。焼却の方は。

事務局 : その他の施設に対する台数の増はありません。

古市会長 : そうすると、5月、6月と奥羽クリーンテクノロジーは処理していないわけですね。でも、4月と同じだけになっているわけですね、6月は。そうですか。

いかがでしょうか、何かご質問ございますか。よろしいですか。

7月も16日現在で6,000トンを超えていますが、この調子でいくと、12,000トンを超える、今月分は。

事務局 : 12,000トンというのは、焼却処理がということでしょうか。

古市会長 : 焼却の方。

最近は、埋立と焼却を同じぐらいの量を処理されていますよね。そのへん、いくということですか。今だと違うけれども、月半ばで、もう半分以上実績としてありますよね。だから、順調にいつているんだらうなということなんですから。

事務局 : そういうふうを考えて結構だと思います。

古市会長 : ありがとうございます。

よろしいですか。ということで、ありがとうございます。

では、次に移りたいと思います。

次は、資料2に基づきまして、土壌分析結果、これは地山と覆土両方ございますので、資料2-1、2-2、続けてご説明よろしく願いいたします。

事務局 : それでは、資料2-1をご覧ください。

「土壌分析結果（地山）について」ご説明いたします。

最初に表層土壌の調査結果でございます。

平成22年4月30日に3回目の地山確認をいたしまして、このエリアにつきまして試料を採取し、分析を行いました。

調査範囲につきましては、次のページ、別図をご覧ください。別図の上の方に書かれています青色に塗った部分の調査をいたしました。30m区画で7区画になります。

戻っていただきまして、(2)の調査内容でございます。

最初に揮発性有機化合物（VOC）の表層ガス調査を実施いたしました。

次に、重金属等調査ということで、30m区画ごとに表層土壌の調査を行い、重金属等を分析いたしました。さらに土壌環境基準値を超過しました 30m区画につきまして、これを細分した 10m区画ごとに表層土壌調査を行いました。

分析結果でございます。分析結果につきましては、3枚目、別表1をご覧ください。

1番上の表になります。表層ガス調査でVOCは検出されませんでした。それから、1番下の表になります。表層土壌調査結果、10m区画という部分でございます。重金属のうち、鉛とヒ素が 10m区画の6区画の表層で土壌環境基準値を超過いたしました。この超過したポイントにつきましては、別図へ戻っていただきまして、上の青いエリアの中にピンクで着色した部分がございます。この部分が超過した区画になります。

また、説明の本文に戻っていただきます。

次に深度方向土壌調査についてご報告いたします。

前年度実施いたしました第1回目、第2回目の表層土壌の調査及び先ほどの3回目の土壌の調査の結果、VOCが検出され、または重金属等が基準値を超過した区間につきまして、6月12日以降、深度方向の試料を採取し、深さ方向の基準値超過区間を確認いたしました。

調査範囲でございます。先ほどの2ページ目の別図を見ていただければと思います。1回目の調査範囲につきましては、この下の方、灰色の下地でピンク枠に②と④という形で打った部分、この部分になります。

それから、第2回目の地山確認部分につきましては、右下の方の黄色の下地で同じようにピンク枠に①、②、⑥、⑧という形で打っております。

それから、先ほどの第3回の地山確認分ということで、上の方の中のピンク枠の部分になります。

調査内容でございます。これは、簡易ボーリングマシンにより試料を深さ方向に採取いたしまして、VOCの検出項目、それから重金属、基準値超過項目の分析を行いました。

分析結果です。分析結果につきましては、4枚目の別表2に記載しております。

まず、上から3つ目の欄、ベンゼンと書かれている部分ですが、表層ガス調査でベンゼンが検出された区画につきましては、公定法により溶出試験を行ったところ、ベンゼンは検出されませんでした。

それから、鉛とヒ素が基準値を超過しました 11区画のうち4区画では、深度マイナス1m層まで土壌環境基準値を超過しておりました。深度マイナス1mというのは、上から4つ目の部分、それから6つ目の部分、それから第3回の地山

確認分の2つ目と4つ目の部分で深度マイナス1 m層まで基準値を超過したことが確認されております。

本文の方に戻っていただきます。

今後の対応になりますが、土壤環境基準値を超過いたしました11区画及び深度方向4区間につきましては、今後、撤去方策を検討いたします。

これ以外の区間につきましては、撤去完了ということになります。

引き続き、「土壤分析結果（覆土）について」説明いたします。

資料2-2をご覧ください。

前年度と同様ですが、平成22年2月16日と4月21日に、分離して仮置きしていた覆土につきまして試料を採取し分析を行っておりますが、その調査結果をお知らせいたします。

分析した覆土の量につきましては、2回分で約5,000 m<sup>3</sup>、分析結果につきましては、次のページの別表になります。5,000 m<sup>3</sup>全量が土壤環境基準に適合しております。この適合した土壌につきましては、選別ヤードの廃棄物搬出用付け替え道路の盛土に利用しております。

以上で説明を終了いたします。

古市会長： ありがとうございます。

資料2-1の方で地山の方、資料2-2で覆土の方でございます。

まず、地山の方のご説明に関しまして何かご質問等ございますか。かなり地山の方では土壤環境基準値を超えておりますよね。これに関しまして、何かご質問ございますか。宇藤さんお願いします。

宇藤委員： 鉛とかヒ素が土壤環境基準値を超えているんですが、どういう廃棄物にそういうものが多く含まれているのか、教えていただけますか。

古市会長： いかがでしょうか。

事務局： 鉛とヒ素に関しましては、自然界にもあるものですが、一般的には燃えがら等で濃縮されて出てくる場合がございます。例えば、昔でいえばハンダ等にも鉛が含まれております。それから、木材防腐処理等をすれば、防腐剤の中にヒ素が入っておりますので、それを燃やせばそのヒ素が出てきます。廃棄物の中には、そういう形で出てくるものが多いということが、一般的に知られております。

古市会長： よろしいですか。続けて何か。

宇藤委員：　そういうのが出てきて、人体に影響があるとか、心配な部分とかございませ  
んか。

古市会長：　これね、廃棄物の層の下の地山の部分ですよ。そちらに出てきたので、可  
能性としては、廃棄物から浸透したものと、元々その辺の地山に含有していた場  
合とかがあるんですよ。この場合は、どちらの方をお考えで、その辺の影響等  
はどうでしょうか、という質問です。ヒ素なんていうのは、日本のどこに行っ  
ても高いんですが。

事務局　：　現時点で、どちらの影響かというのは、分からない状態でございますが、レ  
ベル的には、かなり低いレベル、汚染としても低いレベルだと思いますので、こ  
のレベルで人体にどうのこうのという段階ではないかと思えます。

宇藤委員：　よろしいですか。低いと言われても土壤環境基準値よりは上なので、心配し  
ているのですが。

古市会長：　一応、撤去はされたんですね。

事務局　：　遮水壁内にまだ留まっている状況でございますので、周辺に出ているもの  
では基本的にはないと。要は、現場の周りをぐるりと遮水壁で囲っていますので、  
こういう土壤に関しましても、この土壤由来で出てくる水は、外に出ない形にな  
っております。従いまして、直接、口に入るような形にはなっておりませんので、  
人体に影響があるとか、そういうレベルでは、今のところありません。

山田室長：　ちょっと補足をさせていただきます。

非常に高いレベルというものではないですが、これは土壤環境基準値を超え  
ておりますので、今後、その現場からこの土壤を撤去するという方向で検討して  
いきます。

古市会長：　基準の20何倍のヒ素が出てきているわけですが、資料の2-1の別表2を見  
ますと、鉛直方向にどこまで浸透しているか、1mぐらいの所までは高いけれど  
も、2mいった所ではもう検出限界か、非常に低くなっています。重金属は、吸  
着等しますし、そんなに鉛直に移動するものではないんです。化学物質のように  
地下水に乗って移動するというようなことはあまりないんです。そういう意味で、  
どこまで地山が汚染されているかを確認して、それについては、廃棄物と同様に

撤去して処理するという、こういうシナリオだと思います。

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。松橋委員お願いします。

松橋委員： 今の質問と関連して、今日の新聞の第1面に土壤環境基準値を越す鉛、ヒ素ということが1面に載ったわけですが、1面に載ることは大変なことだとの認識があります。それで、この1面に載った記事について、この撤去費が嵩む、膨らむということだけの認識ですが、説明をお願いしたいんです。

古市会長： 記事の説明であれば、マスコミに聞いた方がいいかな。

山田室長： 少し、ここに至る前段の所を加えてご説明したいと思います。

本県の現場内にある廃棄物、それから汚染された土壌は、全量撤去を基本として、これまで進めてきております。ところが、今の実施計画上、汚染された土壌は、カウントされていないんです。当初調査の67.1万㎡の中では、汚染された箇所というのが1か所しかございませんでした。また、点としての把握でございまして、量としての把握が出来なかったのも、この汚染された土壌はカウントされておられません。したがって、汚染土壌が出てきますと、その撤去する量が増えるということになります。したがって、撤去にかかる費用は、増加するという事になって参りますが、現時点で分析をしている範囲が、全体の2割弱ぐらいでございますので、全体でどの程度になるのかということは、なかなか今のところは予測し難いのが現状でございます。費用が増えることは確実ですが、どのくらい増えるのかということは、これから検討させていただきたいということでお願いしたいと思います。

古市会長： よろしいですか。

撤去廃棄物量の推定という時に、地山の汚染土壌の部分も想定はしていたんですよね。ただ、その部分については、アンノウン(unknown)な部分もあるので、そういうことを頭に置きながら、そういうカウントにはしていなかったということですね。

当然、出てきたらそれに対しては処理を行うんだということが県の基本方針ですよね。ありがとうございました。

では、2-1の方はよろしいですか。そしたら2-2の覆土の方はいかがでしょうか。福士委員いかがですか。特にないですか、そうですか。佐々木委員いかがですか。そうですか。

じゃ、資料2-2もよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次の報告事項に参りたいと思います。資料3-1、3-2、それと関係するんですが、資料9のパンフレットも関係しますね。環境再生に係る施策の進め方についてということで、資料3-1、3-2及び同時に資料の9についてもご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

事務局 : 県境再生対策室の原と申します。

それでは、私から資料3-1、資料3-2についてご説明します。

3-1です。「環境再生に係る施策の進め方について」という資料でございます。これは前回、32回協議会において、一部、計画の進め方ということでご説明している所ですが、それを、いつ、何をするのかといったスケジュールについて、今回、取りまとめました。それが3-2になるわけです。この3-2をご覧いただきながら、3-1についてご説明して参ります。

この資料、枠で囲んである自然再生、地域の振興、それから2ページにあります情報発信。これは、計画の施策になります。そしてその下にあるローマ数字が計画という取り組みの部分にあたります。その下にそれぞれ進め方ということで、いつ、それを実施するのかといった作りになっています。

まず、自然再生からです。植樹による森林域整備でございます。

1番目に試験植樹、モニタリング調査、平成22年から平成25年までといったスケジュールになっています。内容といたしましては、現場特性、地形、地質、植栽適地等を踏まえた自然の自立的な再生力に委ねた適切な植栽手法の検討を行うため、平成22年度中に試験植樹を行い、数年間モニタリング調査を行うというものでございます。現在、その試験植樹、モニタリングの手法の検討を庁内関係課、関係機関と協議しているところでございます。この部分については、後ほど、別の資料でご説明いたします。

2番目、本植栽計画の検討、平成25年度からということでございます。これは、森林域整備に係る課題の検討結果を踏まえ、関係機関と連携しながら水処理施設稼働終了後の本植栽計画を検討するというところでございます。1から5までの内容です。森林域整備をするゾーン、それから、目標とする森林域の完成形、完成までのスケジュール、植栽の手法、森林の管理等について、本植栽計画を検討して参ります。

それからローマ数字の2番目、市民参加等による植樹活動です。1番目が植樹祭の検討で、平成23年度からでございます。これは、各地で行われている植樹祭などを調査して、不法投棄現場跡地で行う場合の手法を検討するものでございます。

2番目は、民間企業との連携による植樹活動の検討で、平成23年からでございます。現在、様々な業種・業態の企業によって、社会貢献活動等の一環として

の植樹活動が盛んに行われているため、このような取り組みを現場跡地に誘導することを検討するとともに、全国公募提案者による植樹活動についての働きかけを行います。内容としましては、民間企業の植樹活動の誘導の検討。それから、全国公募提案者による植樹活動の検討でございます。

3番目でございます。再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開でございます。これは、植樹活動に事案学習・周辺観光等を組み込んだ体験メニューの検討でございます。平成23年から平成24年度まででございます。市民参加等による植樹活動と事案学習、地域との交流活動、暮らし、伝統文化、これらが一体となったメニューを検討することによって、植樹活動への参加意欲を高めるというものでございます。

それから森づくり、森林を活用したプログラムの実施例の調査・検討といった内容でございます。これらが自然再生の内容でございます。

次に地域の振興でございます。跡地の活用、ハード・ソフトについての部局横断的検討、全国公募提案者への事業化の働きかけ、民間企業・団体等への土地活用事業のための情報提供、県以外の実施主体における跡地の活用の促進でございます。

内容としましては、県以外の実施主体による跡地の活用促進に向け、現場跡地の立地条件等を整理し、庁内各課が有している民間企業・団体等とのネットワークを活用した情報提供を行う。また、環境再生計画の策定に係る全国公募の提案者に対する事業化の働きかけを行います。

進め方といたしましては、2ページになりますが、立地条件等の整理を今年度実施します。立地条件等を整理して、情報提供に使用する資料、パンフレット等を作成いたします。この内容といたしましては、立地条件の整理、資料の作成ということでございます。

次に情報提供については、平成22年度、平成23年度でございます。県以外の実施主体に広く周知を図るための働きかけを行います。庁内各課を通じた情報提供、これは、庁内各課が持つ企業、団体の情報を活用し、広く情報提供を行います。それから、全国公募提案者に対する事業化の働きかけ、ヒアリング等を含めて行います。

それから3番目、新規の内容でございますが、環境省による支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査で、平成22年からでございます。これについては、各都道府県等が環境省に推薦した不法投棄現場跡地から数か所が選定されまして、対象となった跡地等について、太陽光発電、バイオマス施設等の地球温暖化防止等環境保全に資する土地の有効活用を図るための具体的な方策が設計されるというものでございまして、本県でも先日環境省に私共の県境不法投棄現場を推薦しております。

これを多少ご説明しますと、仮に私共の現場が採択されますと、検討チームといったものが環境省、有識者、これは環境省が委託して実施する事業でございます。委託された先の間人等を構成員として設置されます。各都道府県の担当者は、このチームには入らないようですが、この検討チームが現地調査を行ったり、検討会なるものを開催して、今年度中に、この太陽光発電であるとか、バイオマス施設等といった土地の有効活用を図るための設計を作り上げるという内容になっています。私共では、その設計をいただいた上で、この2ページの資料、続きになりますが、関連事業者に対する情報提供、あるいは事業化の働きかけを行っていけるのかなと考えています。こういったことを期待して、今回、国に対する推薦に至ったということでございます。

情報発信に参ります。

1 番目、アーカイブの整備、各種資料の体系的整備、平成 22 年から 25 年でございます。本事案に関する物、文字、ビジュアル等、こういったものがあるのか。そういった素材をまず把握、整理します。そして、情報発信のコンセプトを整理し、それぞれに応じた素材の蓄積も進めて参ります。項目的には、情報発信のコンセプトの整理、それからテーマ、原状回復の記録、環境再生の取り組み、全国の関連事業・研究成果等、利用対象者、小中学生用、一般用といったものの整理でございます。

2 番目でございます。資料展示・公開。稼働期間内の水処理施設、平成 22 年からとなっております。これについては、展示の検討、それから、今後の検討課題としては、素材、パネル、廃棄物サンプル等、県以外の実施主体への提供等といったことで、一部、始めているものもでございます。

3 番目、事業継承案内板設置。平成 23 年からでございます。これは、実施の具体化の検討ということになります。設置場所、それから案内板の内容等を検討して参ります。実際に設置するのは、水処理施設の稼働が終わってからとなります。

4 番目、ウェブアーカイブの公開。平成 23 年からでございます。これも、具体化の検討、ページ構成であったり、素材内容であったりといったことについては、平成 23 年から検討して参ります。それからテーマ別、原状回復の記録、環境再生への取り組み、全国の関連事業研究成果等の整理も行っていきます。それから、利用対象者別、小中学生用であるとか、一般用の整理も行います。

それから、学校教育への活用。平成 23 年からでございます。実施の具体化の検討、教育現場での活用方策について検討して参ります。

最後、一般市民等の事案学習への活用というのは、自然再生の中の再生現場を含む体験型学習、植樹活動に事案学習であるとか、周辺観光等を組み込んだメニューの中で、この一般市民等の事案学習への活用というものを検討して参りました。

いと考えています。

以上でございます。

山田室長： 私から1点補足いたします。資料9として付けさせていただいた環境再生に向けた取り組み、この小冊子ですが、これはこれまでも、勿論、環境再生も含めて事案の概要を記載したパンフレットでございます。毎年度更新をしております、今年度、22年度版が出来ましたので、参考資料として添付をさせていただいております。

古市会長： ありがとうございます。

これは、毎年、更新しますよね。名前はこれまでも「環境再生に向けた取り組み」という名前でしたか。分かりました。

資料3-1、3-2及び資料9についてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。澤口委員お願いします。

澤口委員： 地域の振興のⅡ-3について、環境省による支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査は、今初めて出来たものですか。それとも前からこのような制度はあったのでしょうか。

古市会長： いかがでしょうか、どうぞ。

事務局： 今年度初めて実施される事業です。

澤口委員： 地域振興の前段で県または県以外の実施主体が跡地を活用するということですが、仮に、国に本県の事案が選定されて、国によって具体的な設計がなされた場合に、県が働きかけた事業者とバッティングすることはないんですか。そのへんの調整はどうなっていますか。

古市会長： この事前調査は今年度からということですので、何をするのかという範囲をもう少し説明していただけますか。例えば、予算がどのくらいついていて、今、全国で応募されているのが幾つぐらいあるのか等。青森のこの事案が採択されたら、どのようなスケジュールで、環境再生に向けてどういうことを行うのか。今までメインにあがっているものと、どう関係してくるのか。そのへんのところを要領よくご説明いただけませんか。

事務局： この事業、今年度初の事業ですが、私共の現場のような不法投棄現場、それ

から最終処分場についての跡地の活用というのが課題となっていて、私共と同じように検討しているところが、沢山あるんだと思います。そのため、国では不法投棄現場跡地であるとか、最終処分場の跡地についてどういった活用が出来るのかということを検討したいということで、この事業が始まったんだと思います。

基本的に、この事業は、各都道府県に対してそういった対象地を推薦してくださいということで、国から各都道府県に依頼がきています。私共が推薦したわけですが、7月13日の段階で推薦しているのが、私共青森県と、それから埼玉県、三重県の、合わせて3県から4か所の推薦があがっていると聞いております。国では、全体で5か所ぐらいを想定しているということですが、今後選定した場所について、跡地の活用を検討したいという内容です。

基本的に、どういった活用になるのかということでございますが、先程ご説明しましたように、やはり環境保全に資する土地の活用を検討するというところでございます。メンバーとしては、環境省の担当者、有識者、それから委託業者による検討チームが構成されて、現地の調査をすることになります。それに対して、各都道府県も当然参加するということになるかと思っております。その後、この検討チームの中で活用方策が今年度、何回検討されるかは分かりませんが、検討された上で、具体的にご説明出来ないんですが、それぞれの跡地の活用の方策についての設計書が今年度作成されるということです。

私共の事案が、もし採択されれば、その設計書を今年度いただけるということになると思います。地域の振興というのは、この計画の中で、これまでも検討してきて、計画の中にも盛り込まれているわけですが、私共、様々な実施主体に対して実施のための情報提供とか、働きかけを行おうとしているところですので、これまで検討してきた方策や全国から公募でいただいている提案内容を、私共としては、情報提供量が大きくなるという意味で、国がもし私共の事案の設計書を作られるのであれば、そういったものも含めて幅広く情報提供していくことが出来るのではないかと考えておりました。

古市会長： 予算規模はどれくらいですか。

事務局： 予算規模につきましては、残念ながら承知をしておりません。今月、推薦をしたばかりでございまして、担当している国の事務官によりますと、青森県の推薦については、採択はほぼ決定ということで考えてよろしいということでございました。したがって、その予算規模とか、今後の詳しい内容につきましては、国から資料を提供いただいて、また改めて皆様にお知らせするようにさせていただきます。

古市会長： 要するに間に合ったんですね。予算規模は大体聞いておりますけれども。

いかがでしょうか。澤口さん、大体お分かりでしょうか。

国がこういう調査に支援するということですが、県としては、もっと幅広く従前の内容の中の延長線上でやっていきたいということですよ、基本スタンスは。

じゃ、井上委員お願いします。

井上委員： お話を聞いて、支援してもらった好材料が出たと認識しています。ただ、この中身について、まだ不明な点もおありかと思いますが、設計とっているこの中は、どの範囲まで含んでいるんだろうかということがちょっと見えないんですね。この県の施策の中で生かしていくために、もし希望として言えるのであれば、この設計の中に一種の事業計画的なもの、つまり、何かこういうハードが出来ますよというハードの設計図に留まると、おそらく活用がし難いんじゃないかと思うわけです。したがって、そのハードを使って、どのような事業、事業という意味は、採算ですとか収支ですとか、そういったプランまで含んだもので設計されることが望ましいのではないかと思います。そのあたりの事情はどのようになっているのでしょうか。

事務局： 私共の認識としては、当然、今、先生がおっしゃられたようにフィージビリティスタディーとしての設計を期待しておりますので、申し入れしていきたいと思えます。

井上委員： その時の県の関わり方について、さっきのお話ですと、この検討は環境省主体で委託先との中で検討されるという話のようですが、県はあくまでも調査される対象になるだけで、あまり主体的にここに関わることは出来ないんですか。

事務局： 県はオブザーバーとしての参加ということになると聞いております。

井上委員： オブザーバーとはいえ、かなり関与出来るということであって欲しいと思います。是非、よろしくをお願いします。

古市会長： 多分このへんは、推薦という形になっているから、国が音頭をとってやりたいということだろうと思うんです。かといって、中身のないことを、中身の経験のない人がやっても仕方ないので、今、推薦している3県、4か所の現場の経験が生きてくると思います。むしろ、それを活かさないとダメなんですよ。だから、青森県は進んでいるんですが、もっとガンガンいっていいんですよ。石井委員、

どうぞ。

石井委員： まさしく今、会長からお話があったように、悪口じゃないんですが、国がこうやってやる、大体こんなふうなことをやるということは想像がつくんですよ。ですから、青森は進んでいるので、オブザーバー参加だけでも積極的に情報提供をして、こんなことをやりたい、こんなことが出来るんだということを環境省にアピールして、今年度は検討調査事業ですけれども、その次の事業に繋がるようなもっていき方を積極的に働きかけた方が良いのではないかと思います。

山田室長： この我が県の現場を推薦するにあたりましては、本県の環境再生計画を添付して推薦をしたところでございます。

古市会長： ちょっと冒頭に申し上げましたけれども、要するに青森県は原状回復計画のみではなく、環境再生計画までセットにした計画でやっているわけですよ。今の世の中では、やはり原状回復するための資金しか、特措法にしてもそこまでしか予算が出なかったのが現状です。今も出ませんけれども。でも、何らかの補完的な仕組みを国で考えざるを得なくなってきたということだと思っんです。だから、そういう意味では、青森県はリードしているわけなんです。そういう自覚のもとで是非、強く、この経験を生かしていけるようにしたいというのが、委員の方々のご意見だと思っんです。どんどん発信するんですよ。アンテナを張って。

ほかにいかがでしょうか。この内容につきまして、前回から自然再生、地域の振興、情報発信等について、かなり具体的にお書きいただいて、資料3-2では、スケジュールがガント図的な工程表としてもついておりますが、これ全般について何か。榎本委員、お願いします。

榎本委員： 自然再生の中の植栽の所ですが、実際、いろんな植樹をしてきて、植樹までいいんですが、育てるまでが本当は大変なんです。ですから、5年程度の木が自立できるまでの間を意識した計画をやっていただければいいなと思います。出来たら、この本植栽計画の検討の中に⑤森林の管理等とありますので、このへんに育林というような単語を入れていただくと、意識的なものが映えるのかなと思っんですので、できたらよろしくお願ひしたいと思っんです。

古市会長： ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。小田委員お願いします。

小田委員： 今までこの会議に参加しまして、環境再生につきましては、予算がない、予

算をかけないで何とかしようということで、今までこの協議会を進めてきたと思  
っていましたので、今回、環境省から支援の事業が出てきたことは、本当に何と  
朗報だろうと思います。そして私達が今まで進めてきた全国公募、提案者による  
事業についても、やって欲しいという働きかけだけで予算を伴っていなかったこ  
とが、国の支援を受けて、これから国が主体になって設計されていくというこ  
とですので、是非、本県の事案が採択されて、私達がこれまで環境再生にかけ  
て進めてきたいろんな情報について、先程から出ていましたが、是非、情報発信  
して、私達が今まで取り組んできた環境再生にかけたの取り組みが実現される  
方向に、予算が伴って実現されることをとても嬉しいなと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

先程も事務局から回答がありましたように、多分大丈夫だろうと思います。  
5件ぐらい採択されることになっていますので大丈夫ですよ。現在、4件です  
から。

ほかにいかがでしょうか。藤川委員お願いします。

藤川委員： 実は、この環境再生に向けた取り組み、今年度版が出ましたが、先程からも  
原状回復と環境再生計画がセットになった青森県の取り組みは全国的に見ても  
リードしているんだということを伺いました。これを読みますと、奥ゆかしいと  
いうか、そういうことが載っていないんですね。是非、この環境再生計画の所  
でもいいので、全国的にリードしているんだということを大々的に書いていただ  
きたいなと思いました。青森県はこういう取り組みを本当にやっているんだと、  
大いに威張ってもいいと、私は思っています。

古市会長： ありがとうございます。

私もそう思います。多分、自分では書き難いでしょうから、やっぱりマスコ  
ミさんがもう少しこのへんのところを書いていただければあり難いと思います。  
新聞にも書いているとなれば、県としてもパンフレットにも書いておこうかとい  
うことになると思います。

悪いことだけでなく、良いことも宣伝するということで是非、お願いしたいと  
思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。佐々木委員お願いします。

佐々木委員： 私も環境省が調査費を付けてくれることになったことは、非常にあり難い  
ことだと思います。

私の経験から言うと、この財政が非常に厳しい時に、新しい事業の予算を付けてもらうということは、非常に難しいんですね。その中で突破口になるのが調査ですね。調査費が付けば、あとは事業費の予算も次の年度から付けやすくなるので、多分、環境省はそれを狙って頑張ったんだらうと思うんですね。ですから是非、来年度以降の事業化に向けても、青森県が主体的に働きかけていくべきだらうと思うんですね。適当に環境省に青森県の事例だけがPRに使われるということだけではなくて、是非、積極的な働きかけを進めていただいて、事業化までも是非、国の支援をもらえるようにやっていただければと思います。

古市会長： ありがとうございます。

非常に委員の皆様からエールが流れておりますので、是非、県としては頑張ってやっていただきたいと思います。

ほかになれば、次に進みたいと思います。

それでは、次、資料4に基づきまして、廃棄物処理単価の状況につきましてご説明をお願いします。

事務局： それでは、説明させていただきます。

前回、廃棄物の処理単価の状況について詳細に調べてという宿題がありましたので、調べた結果を回答させていただきます。

まず、埋立関係ですが、県境不法投棄産業廃棄物は、有機・無機性汚泥の混合となっております。まず、三戸ウェイストパーク県境再生共同企業体は1トン当たり2万円です。運搬費と1トン当たり千円の産廃税を含んでおります。

それから、青森クリーン共同企業体ですが、こちらは若干距離が遠いということもありまして、1トン当たり22,500円となっております。これも同じように運搬費と産廃税込みとなっておりますのでございます。

参考単価ですが、いろいろ調べたところ、まず県内のA社の場合、単純には比較できないのですが、無機性汚泥ということで処理をする場合、1トン当たり35,000円からとなっております。

県内のB社、これも無機性汚泥ですが、1トン当たり21,000円となっております。ただし、こちらは、運搬費と産廃税を除いた単価となっております。同じ性状ではないので、単純には比較できないのですが、これを見ると若干契約単価の方が安価だということが分かるのかなというところがございます。

あと、全国の埋立の単価ですが、これもいろいろ調べてみたところ、事業活動に伴って排出される産業廃棄物などの統計がないため、公共団体や公社で、ある程度その単価が信頼できる、担保されているようなものがなく、非常に難しかったのですが、1つだけ都営処分場というのがございまして、これも無機性汚泥

なので単純に比較はできないのですが、これは1トン当たり1万円となっております。これについては、東京都の方からお話を聞いたところ、いわゆる中小企業者の支援のためにやっているということでした。東京湾の島ですね。そちらの単価です。当然、県境不法投棄廃棄物は、有機・無機性汚泥混合なので、受け入れることはできません。

これが埋立処分の単価比較ということでございまして、結論を申しますと、その施設の構造、規模や廃棄物の性状によって異なるということから、なかなか比較するのは難しいかなというところでもございました。

それから、焼却処分の単価比較ということでご説明させていただきます。焼却につきましては、いわゆる有害汚泥ということで取り扱っております。

奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体につきましては、1トン当たり34,440円で、運搬費込みとなっております。それから、青森RER県境再生共同企業体は、1トン当たり33,000円で運搬費込みとなっております。マテリアル共同企業体は、1トン当たり31,500円となっております。八戸セメント県境再生共同企業体は、1トン当たり30,500円となっております。

ほかの所を、まず調べた結果として、まず県内のA社は、スポット単価と呼ばれるものですが、運搬費を除いて1トン当たり15万円からで、やはりなかなか高い単価となっております。県内のB社につきましては、これもいわゆるスポット単価ですが、1トン当たり7万円ということになっております。それから、県内のC社は1トン当たり5万円ということになっていまして、これも運搬費を除くということになっております。

全国状況ですが、まず、隣の県について、県外のA社は1トン当たり3万円となっております。これについては、電話で聞き取りしたところ、例えば、残さ等により大幅に変動するので、県境不法投棄産業廃棄物であれば、もう少し高いかなというようなお話もございました。それから、県外のB社ですが、ホームページに掲載されておまして、1トン当たり4万円からとなっております。その他、県外のC公社に電話で聞き取りしたところ、有害汚泥であれば1トン当たり21万円とのことでした。

調べた結果としては、埋立にも焼却にも、両方に言えることですが、性状によって異なるということと施設の構造、規模も違うということで、単純には比較できないのですが、表にして見てみると、相対的には現在の契約単価が安価になっているのではないかと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。廃棄物の処理単価。産廃は標準的なコストというのがな

い業界なんですね。先ほどからお話をいただいておりますように、要するに性状によって非常にレンジの幅が広いわけなんです。いろんな背景がございますが、こういう状況であったということでもあります。

いかがでしょうか、何かご質問等、ございますでしょうか。よろしいですか。

前回、私、これを調べてくださいと言った意味は、県が努力して値切っているということはよく分かっているんですよ。ですから、努力しています、これ、安いんです、ということを示していただくのが目的ではないのです。それもよく理解していますが、そうではなく、今後、低減の可能性があるのかどうか調べていただきましたかったのです。先ほどの残土のお話でも増える可能性がありますよね。そうすれば掛け算できいてきますよね。トータル額を絶対下げようと思ったら、単価が下がらないかということをしないとダメでしょう、節約するためには。だから、そういう可能性がどのぐらいありそうかということ調べていただけたらと思っていました。だから、努力しているということは、よく分かっているんです。ちょっと視点を変えていただけると良いかなと思いました。ありがとうございます。

それでは、最後の報告事項としまして、資料5に基づいて、試験植樹の実施に向けた手法等の検討状況について、ご説明よろしく申し上げます。

事務局：それでは、資料5についてご説明いたします。

資料5は別紙としまして、「現場内土質調査結果の概要について」が添付されております。これは、前回の協議会の際に現場内の土質調査結果について協議会に報告するようお話がございましたので、これを踏まえまして、試験植樹の実施に向けた手法等の検討状況についてご説明します。

平成21年度に実施した現場内土質調査結果を踏まえ、平成25年度以降の水処理施設稼働終了後の本植栽の検討に向けて、現場内土壌を利用した試験植樹の実施について、次のとおり関係機関と協議しております。

4項目ございます。

1つ目は、試験区分の検討です。現場ローム層単独、ローム層と軽石層の混合等の土質による区分、施肥の有無による区分の検討です。

それから、植栽樹種の検討です。主として、広葉樹ではミズナラ、イタヤカエデ、肥料木ではヒメヤシャブシ、ヤマハンノキ、針葉樹ではカラマツ、アカマツ等の植栽樹種の検討です。肥料木とは、空気中の窒素を固定して、土壌を肥沃化する効果を持つ樹種でございまして、一般の樹種を植栽しても活着が期待できない土壌において、これを先駆樹種として植栽し、土壌の形成を図りながら森林状態へ移行させるといった役割が期待されております。

3つ目は、植栽密度の検討です。これについては、密植、通常植栽等の植栽

密度の検討をしております。

4つ目は、モニタリング手法の検討。各試験区の生存率、根元径、樹高、成長阻害要因、獣害、干害等のモニタリング手法の検討をしております。

6月2日、それから6月7日に、それぞれ現場周辺の植生調査を実施しております。また、関係機関の皆さんとの現地調査も実施しております。

当室では、これらの関係機関の皆さんと協議して、本年10月を目途に試験植樹を実施したいと考えています。

別紙でございます。これが、現場内土質調査結果の概要でございます。この試験植栽については、この現場内土質調査結果で得られた結果を踏まえて検討しております。

本調査は、環境再生計画の策定に当たり、現場跡地の森林域整備の手法等を検討していくための基盤となる原状回復後の地山の地形、地質等の基礎的な情報を得るために、平成21年度に実施したものです。

1番目、原状回復後の地山の地形です。廃棄物の撤去は、現在の地表から約10mを掘り下げる形で行われるため、撤去後の地形は全体として凹地形の地表が現在よりもさらに低下する。周辺の地形とは、概ねなだらかに連続するが、南側には掘り下げによる切土斜面が形成される予定となっている。図1の通りでございます。水色の凹地形に向かって南北から緩やかに斜面になっていくという地形になるということです。

2番目、原状回復後の地山の地質です。現在の地山の露出状況と過去に実施したボーリング調査結果から推定される地質は、次ページ、図2のように主に火山灰層、軽石層、ローム層等の地質が不法投棄現場の全面に分布すると推定されるということでございます。

右の凡例をご参考にさせていただきたいと思っております。ピンクの所は、ローム層と言われる粘土質の部分です。黄色い部分は、軽石層、火山灰層といった砂質の部分です。○の位置は、ボーリングの位置でございまして、ボーリングの結果、こういった土質が確認されたということでございます。

3番目、4ページの土壌調査結果でございます。これは、地山が露出している区域の3地点から土壌の採取を行い、土壌調査を実施しました。3ページの図で①地点、②地点、③地点という印がある位置から土壌のサンプリングをして、分析を行ったということでございます。その結果がこの下の4ページの表になります。

評価自体は、5ページをご覧くださいと思います。これは4ページの表の分析結果についてまとめたものでございます。

アの障害性からです。土壌pHは、3地点ともに良であった。それから、電気伝導度については、①と②地点が優で、③地点は良であった。

イの養分・肥沃度です。腐食含有率は、3地点とも不良であった。全窒素は、①と②地点で不良で、③地点で優であった。有効態リン酸は、①と②地点で不良以下で、③地点で良であった。陽イオン交換容量は、①地点が良で②と③地点が優であった。結果として、全体的に貧栄養な土壤環境であることが分かったというところでございます。

ウの物理特性です。粒度は①と②地点が適用範囲内であったが、③地点が粘土分がやや多く適用範囲外であった。礫含有率は、3地点とも優であった。土壤硬度は、地表部を除けば、①と③地点が優で、②地点が極不良であった。②地点については、工事の影響で締め固められていた可能性がある。透水係数は、3地点ともに良であった。こういった土壤分析結果であります。

4番目、試験植樹の必要性及びその手法の検討でございます。現地に適した緑化方法を探ることを目的として、試験植樹を実施し、問題点の検討を行い、本植栽に備える。

試験植樹では、ポット苗の活着や枯死が考えられるほか、周辺からの樹木や草本の自然侵入等、様々な消長が想定される。また、ポット苗には、植栽方法や立地の違いに応じた生長の違いが想定されることから、次表に示す項目をモニタリングすることとする。

モニタリング項目としては、個体数、活力度、サイズ、根茎、周辺植生、これらについて右の調査内容のモニタリングを行っていくといった調査の結果となっております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

昨年度やられました現場内土質調査結果の概要を含めてご説明いただきました。前回、委員の方々からご質問があった内容に対してお答えいただいたものだろうと思います。全般を通して何かご意見とかコメントとかございますか。榎本委員お願いします。

榎本委員： 試験植樹について、実は私共の企業団で水源涵養事業をずっとやっているんですが、今年、ポットの形が変わったロングルートという細長いものを使いました。活着度が非常に危ない所にそれを使ってみましましたので、もしテストするのであれば面白いなと思っていました。今日、サンプルを持ってきましたので、置いていきます。あとでちょっと試してみてください。

古市会長： ちょっとご説明いただいて。

榎本委員：（ポット苗を見せながら）長いものがクリの木で、中くらいのものがミズナラ、短いものがコナラです。こういうポットです。普通はこれの半分です。これを使えば、周りの土質が多少違っていても生きるだろうと思います。

これが、今年の5月に新しく出ました。おそらく、一冬越したとしても枯死しないと思います。これは、最近、出来たものです。面白そうなので持ってきました。

古市会長： その辺、私はちょっと素人でよく分りませんが、そのぐらいのポット苗を現地に植えて、先ほどの試験結果の養分の話ですが、貧栄養であったり、物理特性として透水係数とか礫岩含有率とかが悪くても根付くものですか。いけますか。そうですか。①、②、③の3点調査した結果、③に窒素、リン酸の栄養素があるんですよ。①、②にはなくて③だけがあるんですよ。でも③は物理特性があかん、となったら結局全部あかんじゃないかという話になってくるんですけどね。だから、そういうポットで上手いこといくものか、ちょっと心配していたんですけど。

榎本委員： 経済林ではなく、自然にある木は強いので、大丈夫と思いますね。

古市会長： ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。宇藤さんお願いします。

宇藤委員： 植栽樹種の検討について、こういう品種があがっているのですが、桜は、ダメでしょうか。

古市会長： 前、シバザクラがうんぬんという話がありましたよね。

山田室長： 田子町で、田子町の事業として、地元のポット苗を育成していただいておりますが、その中には桜がございます。ですから、試験植樹、あるいは本植樹に向けて山桜も植樹していくことになると考えております。

古市会長： ありがとうございます。

ほかにございますか。

なければ、今日は時間がタイトなものですから、次に参りたいと思います。

以上で報告事項は終わりです。その他として、スケジュール等々、このへんの所のご説明をお願いします。

事務局： 周辺生活安全担当の下村です。私からは、午後の現場視察について説明いたします。

資料6、「県境不法投棄現場視察スケジュールについて」をご覧ください。

視察場所は、県境不法投棄現場と浸出水処理施設の2か所となります。

会議終了後のスケジュールですが、会議終了後、昼食をとりながらの懇談となります。委員の皆様には、昼食をご用意しておりますが、12時半に八戸駅西口に停車してあるバスに乗車し、現場へ向いますので、昼食が配られましたらお食事を始めていただくよう、お願いします。

現場到着後、2時15分から20分視察を行います。現場では、バスから降りてまず現場の全体を見ていただきます。約1年ぶりとなりますので、現場も大分変わっております。そのような現場を肌で感じていただいてからバスに乗車して、バスの中から試験植樹場所、地山確認場所を確認いたします。

現場を視察した後移動して、2時40分から20分、浸出水処理施設を視察します。

視察終了後、八戸駅まで移動して解散となります。

最後に3のその他ですが、専用バスを利用される委員の方で、この会場から一緒に移動されない方は、12時半に八戸駅西口に集合してくださるよう、お願いいたします。

また、専用バス以外で県境不法投棄現場に向かわれる委員の方は、2時10分までに現場入口付近の駐車場に集合してくださるようお願いいたします。

専用バス以外をご利用される委員の方は、浸出水処理施設の視察終了後、解散となります。

説明は以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。このスケジュールにつきまして、何かご質問等ございますか。

実は、誠に申し訳ないのですが、私と石井委員は、どうしても今日帰らないといけないので、今回は残念ながら参加出来ないんです。4時半の飛行機で帰らなければいけませんので、すいません。ほかの方は、大体全員、我々以外は参加していただけますね。ありがとうございます。

佐々木先生、よろしく申し上げます。

ご質問等ございませんか。じゃ、次のご説明、資料7ですね。お願いします。

事務局： 次回の協議会について説明いたします。

資料7、「第34回協議会について」をご覧ください。

次回の第34回協議会は、9月25日、土曜日、午後2時15分からこの場所、ユートリー8階中ホールで行います。

以上です。

古市会長： 次回は、2か月後ですね。9月25日のお昼からでございます。

ありがとうございました。

最後に資料8の現場見学会のリーフレットについてご説明、ちょっと丁寧に説明していただきたいと思います。バスで回るとい話もありましたので。

事務局： 資料8として、この青い表紙がついたものが資料8として渡っているかと思いますが、そちらについて説明させていただきます。

前回の協議会でご報告しました「次代につなぐ県境再生啓発事業」の1つとして、県民を対象とした見学会を9月5日と10月24日の2日、いずれも日曜日に開催いたします。この見学会は、原状回復対策事業の進捗状況を公開することによって、事業への理解を促進することを目的として開催するものです。

詳細は、このリーフレットの通りですが、委員の皆様のお知り合いの方で見学会に参加したいという方がおられましたら、是非、参加を薦めていただき、この機会に参加していただきたいと思います。

以上です。

古市会長： これは、いつからオープンにしているんですか。いつから公募されていますか。ホームページにはもう開示しているんですね。

事務局： はい。載っております。

古市会長： 今、応募中ということですね。

事務局： はい。

古市会長： なるほど。若干のリアクションというか、何か問い合わせ等はございましたか。

事務局： 今のところ、数名から応募がありました。

古市会長： そうですか。分かりました。

これは、ホームページだけということですか、こういうのは。

事務局：市町村にこのリーフレットは配っております。また、市町村の広報誌にも掲載を依頼しております。

古市会長：そうですか。じゃ、目に触れる機会が多いということですね。

事務局：はい。

古市会長：ありがとうございます。

委員の先生方も出来る限りこういうものを宣伝していただけますとあり難いと思います。

それでは、パンフレットで昼からの視察の補足説明をお願いします。

山田調整監：会長からパンフレットのご説明ということでありましたが、このパンフレットは、内容的には、これまで作っているものと同じものです。この表紙に今年撮影した最新の上空写真が載せてありまして、中身としては今まで作っているものと変わっておりません。このパンフレットは、一般県民向けに差し上げています。現場視察の際には、このパンフレットを利用して事件の経緯とか、どういう廃棄物が入っているか等を説明しております。

古市会長：これは読んでくださいということであれば、読むんですけども、今日の視察の見どころみたいな、今回はこうですよ、ということをちょっと言っていたけると、そちらの方を一生懸命見ますという意味なんです。

山田調整監：今日の見どころといいますと、1つは、これから行う試験植樹の場所です。それから、地山をこれまで、3回、確認しておりますので、その辺を見ていただきます。また、試験植樹の場所がどの辺になるかと申しますと、この表紙の上空写真で見ますと、現場の右端にブルーシートがありますが、そのあたりが試験植樹の場所になります。

それから、地山の確認場所ですが、その反対側の3つの建屋、選別施設ですが、その下側といいますか、西側といいますか、地山が表れている場所です。

今日は、その辺を見ていただきたいと思っております。

山田室長：補足をしますと、来週月曜日、第4回目の地山確認の予定でございますが、その場所がバスの中から見えます。その場所は、つぼ掘りと言いまして、山に穴を掘って、その中にごみを捨てて土で覆った、その穴を掘った状態がそのまま出

てきていますので、あたかも遺跡のような所をご覧いただくこととなります。

古市会長： つぼ掘りの現場は、ボコボコになっているんですか。そうですか。

何か今のうちにお聞きしておいた方が、もう少し情報をいただきたいことがございますか。大体よろしいですか。

それから、先ほど、藤川委員からご提案がございましたが、これは環境再生に向けた取り組みという表題になっていますよね。原状回復だけじゃなしにね。でも、6ページの所で環境再生計画というのが、これだけしか載っていないんですよ。ですから、タイトルにふさわしい内容でご検討いただければと思いますので、よろしく願います。

それで大体終わりでしょうかね。

最後に何か皆様から、是非、この機会に聞いておきたいこと、ございますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

では、今日は本当にちょっと急いだ感じでしたので、時間内に収まりそうでございます。今日は、資料もご準備していただいて、それに則ってご報告いただいて、非常によく分りました。特に、ご質問があった土壌分析結果につきまして、若干、地山の部分の鉛とヒ素が高いけれども、それについてどうされますか？というようなご質問等ございました。これにつきましては、マニュアルで決まっております調査方法に則って、汚染されている部分については、撤去して処理する方向で検討するとの県からの答えであったと思います。

それから、環境再生に関して非常に多くのご意見とか、感想とかがございまして、環境省ではやっと重い腰をあげて、修復後の跡地利用、環境再生について支援を始めていただけるようになった。それに対して、青森県は先進的に今までやってきたわけだから、もう少し国にそのへんのノウハウをお伝えし、青森モデルを全国に発信できるようにしていただきたいという熱いご要望がございましたので、県としましては、是非、そういう思いを国の方に伝えて、また、それに寄与して貢献していただければと思います。

その途中経過についても、また、当委員会でご報告いただけますとあり難いと思います。

試験植樹につきましては、榎本さんから心強いご報告がございまして、これだったら根付くんじやないか、森林の再生ができるのではないかということでした。この辺は、暫く皆で様子を見ながら市民参加型でやっていきたいと予定されております。

以上でしょうか。大体、そのようなところだったと思います。次回は、9月ですよ。次回の9月の時には、副知事が来ていただくんですよ。何かしつこく言うておりますけれども。是非、そのへんも踏まえた心強いご方針をお聞かせ

いただきたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。マイクを事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

司 会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心なご協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、協議会会議の部を終了いたします。

この後、委員の皆様のお席に昼食をお配りしますが、時間も限られておりますので、配食が終わりましたらお食事を始めていただくよう、お願ひします。

なお、八戸駅西口に専用バスを待機させておりますが、出発時間は 12 時 30 分でございますので、それまでにご移動をお願ひします。

また、先ほどお話がありましたが、古市会長、石井委員、及び松橋委員におかれましては、所用のため視察には参加されませんのでお知らせいたします。

以上でございます。